

大田市告示第151号

大田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年6月25日

大田市長 桝野弘和

大田市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（以下「本事業」という。）に関し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」（「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和3年6月11日付社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙）に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。

(2) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること。

イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借月であること。

ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと。

エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと。

(2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。

(3) 申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

(4) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得

た額(当該額が100万円を越える場合は100万円とする。)以下であること。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。

(ア) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。

(イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。

(ウ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

(6) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと。

(7) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。

(求職活動等要件)

第4条 支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならぬ。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

(1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

(自立支援金の支給等)

第5条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する自立支援金は、1月ごとに支給し、その支給額は、次の各号に掲げる申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1人 6万円
- (2) 2人 8万円
- (3) 3人以上 10万円

(支給期間)

第6条 自立支援金の支給期間は、3月とする。

(自立支援金の申請受付開始日及び申請期限)

第7条 自立支援金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、令和3年8月31日とする。

(自立支援金の申請)

第8条 自立支援金の支給を受けようとする者（以下「自立支援金申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1－1号。以下「自立支援金申請書」という。）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（様式第1－2号。以下「自立支援金確認書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 再貸付に係る借用書の写しその他の第3条第1号に該当することを証する書類
- (3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (4) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し
- (5) 第3条第5号アに該当する場合、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し
- (6) 第3条第5号イに該当する場合、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し
- (7) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

2 市長は、自立支援金申請書が提出された場合は、前項各号の添付書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、自立支援金申請書を受け付ける。こ

の場合において、前項各号の添付書類等に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

（公共職業安定所への求職申込み等）

第9条 市長は、自立支援金申請者が公共職業安定所への求職申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該自立支援金申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

2 自立支援金申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを市長に提出しなければならない。

（審査及び支給決定等）

第10条 市長は、自立支援金申請者から提出された自立支援金申請書及び添付書類に基づき、自立支援金の支給の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査を行い、自立支援金の支給を決定した場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を、支援金の不支給を決定した場合は不支給の理由を明記して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書（様式第3号）を当該自立支援金申請者に交付するものとする。

3 市長は、決定通知書を交付する際、支援金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対して、求職活動等状況報告書（様式第4号）、公共職業安定所における職業相談確認票（様式第5号）及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書（様式第6号）を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。

（支給方法）

第11条 自立支援金の支給は、自立支援金申請者から指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

（常用就職及び就労収入の報告）

第12条 受給者は、常用就職したときは、常用就職届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月1回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

(支給の中止)

第13条 市長は、受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、以下の定めのとおり自立支援金の支給を中止するものとする。

(1) 受給者が、受給中に第4条に該当していないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

(2) 受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。

(3) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止する。

(4) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

(5) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

(6) 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止する。

(7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。

(8) 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。

(9) 上記各号に定めるほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書（様式第8号）を当該受給者に交付するものとする。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った自立支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条　自立支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第16条　市は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、自立支援金確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

2　市は、受給者等の状況等について自立相談支援機関、福祉事務所及び社会福祉協議会と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

（留意事項）

第17条　事業の実施に当たっては、関係する国の通知等に基づき実施するものとする。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月25日から施行する。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ											
①氏名											
②生年月日	昭和・平成 年 月 日 満()歳										
③住所											
④電話番号											
⑤個人番号(マイナンバー) (わからない場合は空欄でも可)											

⑥次の1から4のいずれかの場合であること (1.~4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)
※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった

受けた時期	令和3年 月 ~ 月									
再貸付を受けた 社会福祉協議会										

2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である

受けている時期	令和3年 月 ~ 月									
再貸付を受けている 社会福祉協議会										

3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった

申請した時期	令和3年 月 日(頃)									
再貸付を申請した 社会福祉協議会										

4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受ける
ことができず、再貸付の申請をできなかった

相談した時期	令和3年 月 日(頃)									
再貸付を相談した 自立相談支援機関等										

⑦世帯の生計を主として維持している者であること (右欄にチェック)

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ						合計
氏名						
続柄	本 人					
生年月日						
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

令和 年 月 日

大田市長殿

申請者氏名

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

(注意事項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第1-1号）を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年　月　日

大田市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所
申請者氏名

確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

1 本人及び世帯構成の確認書類

 住民票の写し

2 【申請書（様式第1－1号）の申立事項⑥の1、2に該当する方】

 ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可） ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し ③ ①が用意できない場合（※2）は、様式第1－3号

【申請書（様式第1－1号）の申立事項⑥の3に該当する方】

 ① 再貸付の不承認通知の写し ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び様式第1－3号

【申請書（様式第1－1号）の申立事項⑥の4に該当する方】

 ① 様式第1－3号 ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し

3 収入関係書類

 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し

5 求職活動関係書類（①と②はいずれか一方の提出で可）

 ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）

6 振込先口座（※1）が分かる書類

 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること

この申告書は、

・申請書（様式第1－1号）の申立事項⑥の1～3に該当する方のうち、申請時確認書（様式第1－2号）に記載している添付書類に不足のある方

・申請書（様式第1－1号）の申立事項⑥の4に該当する方

のみ提出が必要となるものです。

なお、社会福祉協議会に關係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
※2については、申請時確認書（様式第1－2号）に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

- 総合支援資金の再貸付を借り終わった
 - 総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である
(総合支援資金（再貸付）の借入状況)
- 総合支援資金（再貸付）：借入時期（ 年 月～ 月）
-
- 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった
 - 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった
(緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)
- 緊急小口資金 : 借入時期（ 年 月）
総合支援資金（初回） : 借入時期（ 年 月～ 月）
総合支援資金（延長） : 借入時期（ 年 月～ 月）

ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

--

年　月　日
大田市長 殿 申請者住所 申請者氏名

（注意事項）

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、又は銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。

様式第2号（第10条関係）

第 号
令和3年 月 日

様

大田市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

令和3年 月 日付で申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 支給期間 令和3年 月から
令和3年 月まで

(注意事項)

- 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。
 - 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。
- 本給付金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②、③の要件確認のため「求職活動等状況報告書（様式第4号）」、②の要件確認のため職業相談確認票（様式第5号）、③の要件確認のため常用就職活動状況報告書（様式第6号）を提出してください。
- 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第7号）」を提出してください。
- 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月実施主体に対し提出してください。

様式第3号（第10条関係）

第 号
令和3年 月 日

様

大田市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書

令和3年 月 日付で、貴方より申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

大田市長 殿

求職活動等状況報告書

この報告書は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定日から1か月以内に実施主体に提出し、以後毎月　日（提出期限）までに報告をお願いいたします。

提出書類は、この報告書とあわせて実施主体にご提出下さい。

【この1か月間にあなたが行った活動に✓を入れて下さい。】

①または②のどちらかの活動を行う必要がありますので留意してください。

①

1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けた

回数：(　　回)

月　　日（　　） 窓口・別紙の送付・電話・メール・その他

2回以上、ハローワークでの職業相談等を受けた

回数：(　　回)

(*提出書類*) 様式5 職業相談確認票

週1回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた

回数：(　　回)

(*提出書類*) 様式6 常用就職活動状況報告書

または

②

生活保護の申請を行った

(*提出書類*) 生活保護の申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）

月　　日（　　） 申請先： 福祉事務所

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日： 年　　月　　日

氏　名：

住　所： 電話番号：

自立相談支援機関相談確認書

この確認書の送付をもって、自立相談支援機関の面接等の支援を受けたことといたします。
なお、自立相談支援機関から連絡がある場合がありますので、予めご了承ください。

【生活の状態について（任意）】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請した時点と比較して、その後変わった点についてお伺いします。

一番近い状況に✓を入れて下さい。（複数回答可。主なもの3つまで）

- 世帯収入が増えた 世帯収入が減った 失業（廃業）した 家族が失業（廃業）した 転職をしたい 電気・ガス・水道・携帯電話料金を滞納している 食べ物に困ることがある 子どもに必要なもの（学校で使う物や給食費等）を買えない （家族も含めて）入院加療が必要な病気にかかった お金を借りた／借りたお金を返せない 家賃の安い住宅に引越しをしたい 特に変わらない

【生活上のお困りごとについて（任意）】

現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。記入内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に✓を入れて、自立相談支援機関にご提出下さい。こちらからご連絡いたします。

- 電話での相談を希望する 面談での相談を希望する

【生活保護の相談の希望について（任意）】

生活保護の相談を希望される場合は左欄に✓を入れてください。

提出日： 年 月 日

氏名：

住所： 電話番号：

職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ
 氏名-----
 住所-----
 電話番号-----

求職登録日	年	月	日	求職番号
-------	---	---	---	------

相談日	安定所確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()

※公共職業安定所において支援（*）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項を記入してもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）

※公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に○をして下さい。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。

※本票は紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所の記入・確認を受けた本票は、都道府県等に提出すること。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 常用就職活動状況報告書

年 月 日

大田市長 殿

フリガナ _____
 氏名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

私は、常用就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
 なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1. 公共職業安定所を活用した求職活動

公共職業安定所へ通った回数（※） _____回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 _____件

※ 職業相談確認票（様式第5号）に記録した活動もカウントに含めること。

2. 求職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名	求職先の内容		
住所・電話	就業形態		
TEL :			職種
仕事内容	勤務時間		
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他			
結果	月 日	採用 不採用（理由）)
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

会社名	求職先の内容		
住所・電話	就業形態		
TEL :			職種
仕事内容	勤務時間		
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他			
結果	月 日	採用 不採用（理由）)
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

会社名	求職先の内容		
住所・電話	就業形態		
	TEL :	職種	
仕事内容		勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他			
結果	月 日	採用 不採用(理由))
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

会社名	求職先の内容		
住所・電話	就業形態		
	TEL :	職種	
仕事内容		勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他			
結果	月 日	採用 不採用(理由))
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

会社名	求職先の内容		
住所・電話	就業形態		
	TEL :	職種	
仕事内容		勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他			
結果	月 日	採用 不採用(理由))
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()		

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

大田市長 殿

年 月 日

フリガナ

氏名

住所

電話番号

就職先

フリガナ	
事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給状況

支給期間	年 月から	
	年 月まで	
支給額	月額	円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第8号（第13条関係）

第 号
令和3年 月 日

様

大田市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書

令和3年 月 日付で、貴方より申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記の理由により支給を中止することとしましたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 令和3年 月から
- 2 支給中止の理由